

平成 29 年 7 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

実務対応報告公開草案第 52 号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」
に対する意見

質問 1 について

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため（実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照）、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

発行する立場の企業としては、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引について現金を対価とした新株予約権の付与と理解しており、この提案には同意しない。

なぜなら、当社は、権利確定条件付き有償新株予約権を、過去に、弁護士等の法律専門家との協議、監査法人への説明及び協議、並びに、第三者評価機関への評価報告書の作成依頼を経て有発行したが、いずれの専門家からも当社が採用した手続について限定的な意見を付されたことは無い。

すなわち、会計基準で述べられている公正価値については、会計基準と整合的なオプション価値評価理論により算定された評価報告を第三者から受領し、その結果をもって検討しており、有償発行により払い込まれる現金と新株予約権の公正価値はイコールであると理解している。監査法人とも慎重に議論しているが、他社事例も参考にしつつ企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」に基づく会計処理を採用し、それについて修正を要するとの指摘はなく、適正意見を取得している。法律上も、公正価値相当額を実際に現金で払い込んで発行されることから、従業員等に格別の財産上の利益を付与するものではなく、役員報酬決議や事業報告における開示の対象とならないとすでに整理されている。

当社のみならず他社もすでに上記の考え方とそれに基づく実務が定着しているところであり、平成 26 年 12 月 1 日の企業会計基準委員会で「企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という。）の適用対

象となるのかについて、必ずしも明確ではないと考えられるため、会計処理の明確化のニーズが高いと考えられる。」と説明されているが、有償新株予約権についてこれまで実務上の混乱は生じておらず、法律上も税務上も理解が整合的になっている中で新しい解釈の必要性は感じておらず、むしろ過去に行われた会計及び税務の整理・解釈に混乱を来たす恐れのが強いのではないかと考える。仮に議論を進めるのであれば、公正価値評価のガイドラインの策定、実務に様々な方法が見られている株式報酬制度の統一的な考え方を明確にした上で進めるべきであり、ストック・オプションが有償であるか無償であるかという個別の論点にのみ焦点をあてて議論すべきものではないように感じている。

以上のとおり、払い込みされる現金とイコールの公正価値で発行される新株予約権は、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬として付与されるものではなく、同項(2)にいうストック・オプションに該当するものではないと理解しており、報酬として付与されるストック・オプションと同様に取扱うことを前提とした質問2から質問4についても同意はできない。

以上